

議第182号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市介護予防センター（三寿ふれあいプラザ）の指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

呉市介護予防センター（全2施設）のうちの1施設を対象とするものです。

施設名	三寿ふれあいプラザ
施設所在地	呉市豊町大長5460番地1
設置年月日	平成13年11月30日
設置目的	高齢者及び障害者の介護予防のための事業を実施し、もって市民の福祉の増進をするための施設として設置する。
設置条例	呉市介護予防センター条例
施設規模等	敷地面積 238.00㎡ 延べ面積 161.25㎡ 構造・階数 鉄筋コンクリート造，平屋建て 主要施設 集会室，和室，浴室
利用状況	利用者数 令和3年度 335人 令和4年度 516人 令和5年度 854人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和5年度 【呉市分】 歳入 0千円 歳出 583千円 指定管理料 0千円 需用費（光熱水費） 242千円 需用費（修繕料） 341千円 【指定管理者分】 収入 42千円 支出 29千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成27年4月1日～令和2年3月31日 豊町地区社会福祉協議会 令和2年4月1日～令和7年3月31日 豊町地区社会福祉協議会

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 次に掲げる事業に関する業務

- ア 高齢者等の介護予防に関すること。
 - イ 高齢者等の趣味活動及び生きがい活動に関すること。
 - ウ その他市長が特に必要と認める事業
- (3) 呉市介護予防センター（三寿ふれあいプラザ）の利用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	豊町地区社会福祉協議会
団体所在地	呉市豊町大長5915番地4
代表者氏名	会長 多武保 洋
設 立 目 的	呉市社会福祉協議会と密接な連携を図るとともに、豊町地区における住民の福祉増進を図り、住民が参加し、交流のもとに地域社会の活動を連帯の場で促進し、希望を持って、安心して、快適に、誇りを持って住むことのできる、ふれあいの島、心ゆたかな地域を築いていくことを目的とする。
事 業 概 要	(1) 地域政策の検討及び提案 (2) コミュニティ活動の事業計画・調整・実施 (3) 各種団体相互の連絡と協調及び支援 (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究 (5) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的計画 (6) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成 (7) 社会福祉を目的とする事業に関する広報活動 (8) 社会福祉を目的とする事業に関する企画及び実施 (9) ボランティア活動の振興 (10) 共同募金運動の推進 (11) その他目的達成のため必要な事業
役 員	会 長 多武保 洋 副会長 楠 律夫 本末 満 理 事 中岡 寛 尾藤 良 金子 直樹 田中 敏夫 里本 善孝 今崎 仙也 石田 眞朗 岡本 隆寛 宮川 真伊 会 計 田中 圭次 監 事 閑田 善夫 片山 一仁
決 算	令和5年度 収入 5,575千円 支出 5,575千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	高齢者等の介護予防並びに趣味の活動及び生きがい活動の拠点として、有効に活用されるように管理運営する。
管理運営体制	施設を管理する責任者として管理人を配置するほか、管理運営委員会を設置して、利用者の視点に立った管理運営を行う。
施設の維持管理	防火、盗難予防等の管理に万全を期するとともに、維持修繕を適切に行う。
利用促進の取組	地元各団体の広報誌・回覧板への掲載を働き掛けることで、認知度の向上を図るとともに、「ふれあいサロン」の場や地域団体の活動拠点として、ニーズに沿った利用促進に努める。
経費削減の取組	日常から小さな無駄の節約を積み重ねることにより経費を削減し、利用者の協力を得ながら、光熱水費の削減に努める。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定の理由

当該施設については、地域高齢者等の介護予防のための事業を実施することなどを目的とする施設であり、地域において各種福祉事業を実施し、地域の実態を把握している豊町地区社会福祉協議会が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同協議会を指定管理者の候補者として選定したものです。